

(仮称)利根町自治基本条例 男女共同参画について(素案)

(男女共同参画の推進)

- 第〇条 町民及び町は、男女共同参画社会の実現のため、町民及び町が一体となった男女共同参画の取組を推進します。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進の取組に関し、連携・協力するよう努めます。
 - 3 町は、男女共同参画の推進に関し、総合的な取組を実施します。

以下、参考「利根町男女共同参画推進条例(抜粋)」

前文

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野で、総合的な施策の推進の重要性が示されている。

また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、女性の活躍を一層推進していくことが重要になっている。

利根町においては、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン」を、令和2年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が解決されていないことから、男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的に推進することが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の推進についての基本理念やそれぞれの責務等を定めた条例を制定する。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策について、町民及び事業者の理解が深まるよう必要な啓発活動を行わなければならない。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。